

## 別棟の取り扱い

平成 19 年秋期部会  
平成 29 年秋期部会

1 次のように通行の用のみに供する部分(以下「接続部分」という。)で接続部分以外の建築物(以下「本体部分」という。)が接続されている場合は、別棟として取り扱うこととする。

(1) 開放性を有する渡り廊下で接続する場合(開放性の判断は、面積の算定における吹きさらしの廊下の取扱いに準じる。)で、下記すべてに該当するもの。

- ① 本体部分は、防火上・避難上一の建築物とみなされる関係がないこと。
- ② 接続部分は、本体部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法で接していること。
- ③ 接続部分の主要構造部は、不燃材料で造られていること。
- ④ 接続部分は、二階以下とする。
- ⑤ 本体部分の延焼のおそれのある部分は、接続部分には関係なく、本体部分相互の外壁間の中心線から生じるものとする。

(2) 本体部分から庇を張り出し接続する場合で、下記すべてに該当するもの。

- ① 本体部分は、防火上・避難上一の建築物とみなされる関係がないこと。
- ② 庇は不燃材料で造られていること。
- ③ 庇相互に接する部分がないこと。
- ④ 本体部分の延焼のおそれのある部分は、接続部分には関係なく、本体部分相互の外壁間の中心線から生じるものとする。

(参考) 別棟と取り扱う場合における工事種別について

(1) 既設建築物に対して、上記1の接続部分のみで接続される建築物を建築する場合、確認申請書第四面の工事種別は「新築」とする。

(2) 平成 28 年国土交通省告示第 695 号を適用して、既設建築物に対して建築物を接続して建築する場合、確認申請書第四面の工事種別は「増築」とする。